

畜産特別支援資金融通事業実施要綱

	平成25年2月26日付け24農畜機第4699号
一部改正	平成25年4月1日付け24農畜機第5348号
一部改正	平成25年4月23日付け25農畜機第302号
一部改正	平成25年5月22日付け25農畜機第838号
一部改正	平成25年8月22日付け25農畜機第2242号
一部改正	平成25年11月20日付け25農畜機第3500号
一部改正	平成26年2月24日付け25農畜機第4771号
一部改正	平成26年3月17日付け25農畜機第5199号
一部改正	平成26年3月31日付け25農畜機第5602号
一部改正	平成26年4月18日付け26農畜機第269号
一部改正	平成26年5月22日付け26農畜機第885号
一部改正	平成26年8月21日付け26農畜機第2256号
一部改正	平成26年11月19日付け26農畜機第3574号
一部改正	平成26年12月19日付け26農畜機第3763号
一部改正	平成27年2月20日付け26農畜機第4940号
一部改正	平成27年4月1日付け26農畜機第5265号
一部改正	平成27年5月22日付け27農畜機第960号
一部改正	平成27年8月20日付け27農畜機第2371号
一部改正	平成27年11月20日付け27農畜機第3711号
一部改正	平成27年12月16日付け27農畜機第4086号
一部改正	平成28年1月20日付け27農畜機第4504号
一部改正	平成28年2月22日付け27農畜機第5029号
一部改正	平成28年3月31日付け27農畜機第5427号
一部改正	平成28年5月25日付け28農畜機第963号
一部改正	平成28年6月27日付け28農畜機第1648号
一部改正	平成28年7月25日付け28農畜機第2175号
一部改正	平成28年8月24日付け28農畜機第2563号
一部改正	平成28年9月28日付け28農畜機第3068号
一部改正	平成28年10月21日付け28農畜機第3570号
一部改正	平成28年11月24日付け28農畜機第4192号
一部改正	平成28年12月20日付け28農畜機第4591号
一部改正	平成29年1月24日付け28農畜機第5129号
一部改正	平成29年2月21日付け28農畜機第5674号
一部改正	平成29年3月17日付け28農畜機第6297号
一部改正	平成29年3月28日付け28農畜機第6423号
一部改正	平成29年5月26日付け29農畜機第1134号
一部改正	平成29年8月23日付け29農畜機第2778号
一部改正	平成29年9月22日付け29農畜機第3251号
一部改正	平成29年10月19日付け29農畜機第3251号
一部改正	平成29年11月17日付け29農畜機第4376号

一部改正	平成29年12月21日付け29農畜機第4929号
一部改正	平成30年1月30日付け29農畜機第5565号
一部改正	平成30年2月22日付け29農畜機第5998号
一部改正	平成30年3月16日付け29農畜機第6495号
一部改正	平成30年3月28日付け29農畜機第6841号
一部改正	平成30年4月18日付け30農畜機第395号
一部改正	平成30年5月23日付け30農畜機第1189号
一部改正	平成30年6月22日付け30農畜機第1887号
一部改正	平成30年7月27日付け30農畜機第2400号
一部改正	平成30年8月20日付け30農畜機第2870号
一部改正	平成30年9月25日付け30農畜機第3486号
一部改正	平成30年10月19日付け30農畜機第3987号
一部改正	平成30年11月19日付け30農畜機第4545号
一部改正	平成30年12月25日付け30農畜機第5240号
一部改正	平成31年1月24日付け30農畜機第5862号
一部改正	平成31年2月21日付け30農畜機第6585号
一部改正	平成31年2月26日付け30農畜機第6643号
一部改正	平成31年3月20日付け30農畜機第7371号
一部改正	平成31年3月28日付け30農畜機第7628号
一部改正	令和元年5月23日付け元農畜機第1183号
一部改正	令和元年10月21日付け元農畜機第4332号
一部改正	令和元年11月18日付け元農畜機第4844号
一部改正	令和元年12月18日付け元農畜機第5551号
一部改正	令和2年1月21日付け元農畜機第6111号
一部改正	令和2年2月20日付け元農畜機第6859号
一部改正	令和2年3月18日付け元農畜機第7555号
一部改正	令和2年3月31日付け元農畜機第8121号
一部改正	令和2年5月15日付け2農畜機第970号
一部改正	令和2年5月18日付け2農畜機第1015号
一部改正	令和2年6月18日付け2農畜機第1624号
一部改正	令和2年7月20日付け2農畜機第2280号
一部改正	令和2年8月20日付け2農畜機第2864号
一部改正	令和2年9月18日付け2農畜機第3380号
一部改正	令和2年10月19日付け2農畜機第3883号
一部改正	令和2年11月18日付け2農畜機第4446号
一部改正	令和2年12月18日付け2農畜機第5026号
一部改正	令和3年1月19日付け2農畜機第5470号
一部改正	令和3年2月19日付け2農畜機第6186号
一部改正	令和3年3月18日付け2農畜機第6855号
一部改正	令和3年3月25日付け2農畜機第7002号
一部改正	令和3年5月19日付け3農畜機第931号
一部改正	令和3年11月18日付け3農畜機第4152号

一部改正	令和4年2月14日付け3農畜機第5742号
一部改正	令和4年3月30日付け3農畜機第6825号
一部改正	令和4年5月6日付け4農畜機第664号
一部改正	令和4年5月18日付け4農畜機第1032号
一部改正	令和4年5月30日付け4農畜機第1338号
一部改正	令和4年11月18日付け4農畜機第4464号
一部改正	令和5年2月20日付け4農畜機第6165号
一部改正	令和5年3月30日付け4農畜機第7162号
一部改正	令和6年3月27日付け5農畜機第8583号
一部改正	令和7年3月7日付け6農畜機第7905号
一部改正	令和7年3月19日付け6農畜機第8290号
一部改正	令和7年3月31日付け6農畜機第8656号
一部改正	令和7年9月29日付け7農畜機第4286号

畜産経営は、短期の運転資金から長期の設備資金まで多額の資金が必要となること、出荷までに長期間を要し、資金の回収に時間がかかること、素畜費、飼料費等の資材費や生産物の価格変動が大きいこと、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合、患畜の殺処分等により、経営再開のための多額の資金が必要となる等の特徴を有している。

このような特徴の下、飼料等の経営資材の高騰時や畜産物価格の低迷時及び伝染病発生時には、当面の運転資金が工面できなかつたり、多額の借入金の償還ができなかつたために経営を中止せざるを得ない場合や経営継承ができないといった事態が生じることが少なくない。

また、近年、金融分野においては、融資機関が在庫等棚卸資産の管理状況等を通じて経営状況を把握し、これを基に融資を行う動産担保融資（Asset-Based Lending）（以下「ABL」という。）が進展しつつある。畜産分野におけるABL（以下「畜産ABL」という。）の利用は資金調達の円滑化に資するものであるが、畜産ABLが広く利用できる環境整備を進めるには、畜産ABL活用の現状を把握するとともに、家畜の一般担保化等、畜産ABL利用拡大の阻害要因となっている課題を整理・解決し、融資機関等へその成果を周知する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、大家畜及び養豚経営に対する借入金の償還に要する低利の資金（以下「畜産特別資金」という。）の融通に伴う利子補給事業、家畜伝染病発生により影響を受けた畜産経営に対する低利の資金の融通に伴う利子補給事業、配合飼料価格の上昇により影響を受けた畜産経営に対する低利の資金（以下「家畜飼料特別支援資金」という。）の融通に伴う利子補給事業、農業信用基金協会が行う畜産特別資金及び家畜飼料特別支援資金に係る保証債務の弁済の事業、畜産ABLの活用を支援する事業等に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって大家畜及び養豚経営の改善と国内畜産生産基盤の維持・発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号—1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業実施主体及び事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

1 畜産特別資金融通事業

大家畜及び養豚経営に対して畜産特別資金の融通を行った融資機関に対する利子補給、資金借受者に対する経営改善指導、債務保証に対する支援等を行う事業であり、別添1のとおりとする。

2 家畜疾病経営維持資金融通事業

高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生により影響を受けた畜産経営に対して経営の再開、継続及び維持に必要な低利資金の融通を行った融資機関に対する利子補給等を行う事業であり、別添2のとおりとする。

3 家畜飼料特別支援資金融通事業

畜産経営に対して家畜飼料特別支援資金の融通を行った融資機関に対する利子補給、債務保証に対する支援等を行う事業であり、別添3のとおりとする。

4 畜産動産担保融資活用支援事業

畜産経営において畜産ABLを利用できる環境整備を進めるため、活用促進に係る課題の検討、畜産ABLの事例収集及び融資機関等に対する成果の周知等に対する支援等を行う事業であり、別添4のとおりとする。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）
本要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則 （平成25年4月1日付け24農畜機第5348号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （平成２５年４月２３日付け２５農畜機第３０３号）

- １ この要綱の改正は、平成２５年４月２３日から施行する。
- ２ この要綱の施行により、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成２３年４月１日付け２２農畜機第５２１５号）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- ３ 前項の規定による廃止前の旧要綱による補助については、本要綱による補助とみなす。
- ４ 第２項の規定による廃止前の旧要綱に規定される事業の実績報告、帳簿の整備保管等については、なお従前の例による。
- ５ この要綱の改正に伴い、改正前の要綱第１の規定に基づく社団法人中央畜産会が平成２５年２月２６日からこの要綱の別添１の第３から第８まで、別添２の第２から第３まで及び別添３の第２から第３までの事業を実施している場合の補助については、この要綱による補助とみなす。

附 則 （平成２５年５月２２日付け２５農畜機第８３８号）

この要綱の改正は、平成２５年５月２２日から施行する。

附 則 （平成２５年８月２２日付け２５農畜機第２２４２号）

この要綱の改正は、平成２５年８月２２日から施行する。

附 則 （平成２５年１１月２０日付け２５農畜機第３５００号）

この要綱の改正は、平成２５年１１月２０日から施行する。

附 則 （平成２６年２月２４日付け２５農畜機第４７７１号）

この要綱の改正は、平成２６年２月２４日から施行する。

附 則 （平成２６年３月１７日付け２５農畜機第５１９９号）

この要綱の改正は、平成２６年３月１７日から施行し、平成２６年３月１９日から適用する。

附 則 （平成２６年３月３１日付け２５農畜機第５６０２号）

この要綱の改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則 （平成２６年４月１８日付け２６農畜機第２６９号）

この要綱の改正は、平成２６年４月１８日から施行する。

附 則 （平成２６年５月２２日付け２６農畜機第８８５号）

この要綱の改正は、平成２６年５月２２日から施行し、平成２６年５月２３日から適用する。

附 則 （平成２６年８月２１日付け２６農畜機第２２５６号）

この要綱の改正は、平成２６年８月２１日から施行する。

附 則 （平成２６年１１月１９日付け２６農畜機第３５７４号）
この要綱の改正は、平成２６年１１月１９日から施行し、平成２６年１１月２０日から適用する。

附 則 （平成２６年１２月１９日付け２６農畜機第３７６３号）
この要綱の改正は、平成２６年１２月１９日から施行する。

附 則 （平成２７年２月２０日付け２６農畜機第４９４０号）
この要綱の改正は、平成２７年２月２０日から施行する。

附 則 （平成２７年４月１日付け２６農畜機第５２６５号）
１ この要綱の改正は、平成２７年４月１日から施行する。
２ 平成２６年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （平成２７年５月２２日付け農畜機第９６０号）
この要綱の改正は、平成２７年５月２２日から施行し、平成２７年５月２７日から適用する。

附 則 （平成２７年８月２０日付け農畜機第２３７１号）
この要綱の改正は、平成２７年８月２０日から施行する。

附 則 （平成２７年１１月２０日付け農畜機第３７１１号）
この要綱の改正は、平成２７年１１月２０日から施行する。

附 則 （平成２７年１２月１６日付け農畜機第４０８６号）
この要綱の改正は、平成２７年１２月１６日から施行し、平成２７年１２月１８日から適用する。

附 則 （平成２８年１月２０日付け２７農畜機第４５０４号）
この要綱の改正は、平成２８年１月２０日から施行し、平成２８年１月２１日から適用する。

附 則 （平成２８年２月２２日付け２７農畜機第５０２９号）
この要綱の改正は、平成２８年２月２２日から施行する。

附 則 （平成２８年３月３１日付け２７農畜機第５４２７号）
１ この要綱の改正は、平成２８年４月１日から施行する。
２ 平成２７年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （平成２８年５月２５日付け２８農畜機第９６３号）
この要綱の改正は、平成２８年５月２５日から施行する。

附 則 （平成２８年６月２７日付け２８農畜機第１６４８号）
この要綱の改正は、平成２８年６月２７日から施行する。

附 則 （平成２８年７月２５日付け２８農畜機第２１７５号）
この要綱の改正は、平成２８年７月２５日から施行する。

附 則 （平成２８年８月２４日付け２８農畜機第２５６３号）
この要綱の改正は、平成２８年８月２４日から施行する。

附 則 （平成２８年９月２８日付け２８農畜機第３０６８号）
この要綱の改正は、平成２８年９月２８日から施行する。

附 則 （平成２８年１０月２１日付け２８農畜機第３５７０号）
この要綱の改正は、平成２８年１０月２１日から施行する。

附 則 （平成２８年１１月２４日付け２８農畜機第４１９２号）
この要綱の改正は、平成２８年１１月２４日から施行する。

附 則 （平成２８年１２月２０日付け２８農畜機第４５９１号）
この要綱の改正は、平成２８年１２月２０日から施行する。

附 則 （平成２９年１月２４日付け２８農畜機第５１２９号）
この要綱の改正は、平成２９年１月２４日から施行する。

附 則 （平成２９年２月２１日付け２８農畜機第５６７４号）
この要綱の改正は、平成２９年２月２１日から施行する。

附 則 （平成２９年３月１７日付け２８農畜機第６２９７号）
この要綱の改正は、平成２８年３月１７日から施行し、平成２８年３月２１日から適用する。

- 附 則 （平成２９年３月２８日付け２８農畜機第６４２３号）
- １ この要綱の改正は、平成２９年４月１日から施行する。
 - ２ 平成２８年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （平成２９年５月２６日付け２９農畜機第１１３４号）
この要綱の改正は、平成２９年５月２６日から施行する。

附 則 （平成２９年８月２３日付け２９農畜機第２７７８号）
この要綱の改正は、平成２９年８月２３日から施行する。

附 則 （平成２９年９月２２日付け２９農畜機第３２５１号）
この要綱の改正は、平成２９年９月２２日から施行する。

附 則 （平成２９年１０月１９日付け２９農畜機第３７７４号）
この要綱の改正は、平成２９年１０月１９日から施行する。

附 則 （平成２９年１１月１７日付け２９農畜機第４３７６号）
この要綱の改正は、平成２９年１１月２０日から施行する。

附 則 （平成２９年１２月２１日付け２９農畜機第４９２９号）
この要綱の改正は、平成２９年１２月２１日から施行する。

附 則 （平成３０年１月３０日付け２９農畜機第５５６５号）
この要綱の改正は、平成３０年１月３０日から施行する。

附 則 （平成３０年２月２２日付け２９農畜機第５９９８号）
この要綱の改正は、平成３０年２月２２日から施行する。

附 則 （平成３０年３月１６日付け２９農畜機第６４９５号）
この要綱の改正は、平成３０年３月１６日から施行する。

- 附 則 （平成３０年３月２８日付け２９農畜機第６８４１号）
- １ この要綱の改正は、平成３０年４月１日から施行する。
 - ２ 平成２９年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （平成３０年４月１８日付け３０農畜機第３９５号）
この要綱の改正は、平成３０年４月１８日から施行する。

附 則 （平成３０年５月２３日付け３０農畜機第１１８９号）
この要綱の改正は、平成３０年５月２３日から施行する。

附 則 （平成３０年６月２２日付け３０農畜機第１８８７号）
この要綱の改正は、平成３０年６月２２日から施行する。

附 則 （平成３０年７月２７日付け３０農畜機第２４００号）
この要綱の改正は、平成３０年７月２７日から施行する。

附 則 （平成３０年８月２０日付け３０農畜機第２８７０号）
この要綱の改正は、平成３０年８月２０日から施行する。

附 則 （平成３０年９月２５日付け３０農畜機第３４８６号）
この要綱の改正は、平成３０年９月２５日から施行する。

附 則 （平成３０年１０月１９日付け３０農畜機第３９８７号）
この要綱の改正は、平成３０年１０月１９日から施行する。

附 則 （平成３０年１１月１９日付け３０農畜機第４５４５号）
この要綱の改正は、平成３０年１１月１９日から施行する。

附 則 （平成３０年１２月２５日付け３０農畜機第５２４０号）
この要綱の改正は、平成３０年１２月２５日から施行する。

附 則 （平成３１年１月２４日付け３０農畜機第５８６２号）
この要綱の改正は、平成３１年１月２４日から施行する。

附 則 （平成３１年２月２１日付け３０農畜機第６５８５号）
この要綱の改正は、平成３１年２月２１日から施行する。

附 則 （平成３１年２月２６日付け３０農畜機第６６４３号）
この要綱の改正は、平成３１年２月２６日から施行する。

附 則 （平成３１年３月２０日付け３０農畜機第７３７１号）
この要綱の改正は、平成３１年３月２０日から施行する。

- 附 則 （平成３１年３月２８日付け３０農畜機第７６２８号）
- １ この要綱の改正は、平成３１年４月１日から施行する。
 - ２ 平成３０年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （令和元年５月２３日付け元農畜機第１１８３号）
この要綱の改正は、令和元年５月２３日から施行する。

附 則 （令和元年１０月２１日付け元農畜機第４３３２号）
この要綱の改正は、令和元年１０月２１日から施行する。

附 則 （令和元年１１月１８日付け元農畜機第４８４４号）
この要綱の改正は、令和元年１１月１８日から施行する。

附 則 （令和元年１２月１８日付け元農畜機第５５５１号）
この要綱の改正は、令和元年１２月１８日から施行する。

附 則 （令和２年１月２１日付け元農畜機第６１１１号）
この要綱の改正は、令和２年１月２１日から施行する。

附 則 （令和２年２月２０日付け元農畜機第６８５９号）
この要綱の改正は、令和２年２月２０日から施行する。

附 則 （令和２年３月１８日付け元農畜機第７５５５号）
この要綱の改正は、令和２年３月１８日から施行する。

- 附 則 （令和２年３月３１日付け元農畜機第８１２１号）
- １ この要綱の改正は、令和２年４月１日から施行する。
 - ２ 別添１の第２の大家畜・養豚特別支援資金融通事業について、この要綱の改正以前に経営改善計画の承認を受け貸付けが行われた資金に係るものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、第２の３の（１）及び第１６の規定については、この要綱による改正後の規定を適用するものとする。
 - ３ 令和元年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則 （令和２年５月１５日付け２農畜機第９７０号）
この要綱の改正は、令和２年５月１５日から施行する。

附 則 （令和２年５月１８日付け２農畜機第１０１５号）
この要綱の改正は、令和２年５月１８日から施行する。

附 則 （令和２年６月１８日付け２農畜機第１６２４号）
この要綱の改正は、令和２年６月１８日から施行する。

附 則 （令和２年７月２０日付け２農畜機第２２８０号）
この要綱の改正は、令和２年７月２０日から施行する。

附 則 （令和２年８月２０日付け２農畜機第２８６４号）
この要綱の改正は、令和２年８月２０日から施行する。

附 則 （令和２年９月１８日付け２農畜機第３３８０号）
この要綱の改正は、令和２年９月１８日から施行する。

附 則 （令和２年１０月１９日付け２農畜機第３８８３号）
この要綱の改正は、令和２年１０月１９日から施行する。

附 則 （令和２年１１月１８日付け２農畜機第４４４６号）
この要綱の改正は、令和２年１１月１８日から施行する。

附 則 （令和２年１２月１８日付け２農畜機第５０２６号）
この要綱の改正は、令和２年１２月１８日から施行する。

附 則 （令和３年１月１９日付け２農畜機第５４７０号）
この要綱の改正は、令和３年１月１９日から施行する。

附 則 （令和３年２月１９日付け２農畜機第６１８６号）
この要綱の改正は、令和３年２月１９日から施行する。

附 則 （令和３年３月１８日付け２農畜機第６８５５号）
この要綱の改正は、令和３年３月１８日から施行する。

附 則 （令和３年３月２５日付け２農畜機第７００２号）
この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附 則 （令和３年５月１９日付け３農畜機第９３１号）
この要綱の改正は、令和３年５月１９日から施行する。

附 則 （令和３年１１月１８日付け３農畜機第４１５２号）
この要綱の改正は、令和３年１１月１８日から施行する。

附 則 （令和４年２月１４日付け３農畜機第５７４２号）
この要綱の改正は、令和４年２月１４日から施行する。

附 則 （令和４年３月３０日付け３農畜機第６８２５号）
この要綱の改正は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 （令和４年５月６日付け４農畜機第６６４号）
この要綱の改正は、令和４年６月１日から施行する。

附 則 （令和４年５月１８日付け４農畜機第１０３２号）
この要綱の改正は、令和４年５月１８日から施行する。

附 則 （令和４年５月３０日付け４農畜機第１３３８号）
この要綱の改正は、令和４年５月３０日から施行する。

附 則 （令和４年１１月１８日付け４農畜機第４４６４号）
この要綱の改正は、令和４年１１月１８日から施行する。

附 則 （令和５年２月２０日付け４農畜機第６１６５号）
この要綱の改正は、令和５年２月２０日から施行する。

附 則 （令和５年３月３０日付け４農畜機第７１６２号）
この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 2 7 日付け 5 農畜機第 8 5 8 3 号）
この要綱の改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 3 月 7 日付け 6 農畜機第 7 9 0 5 号）
この要綱の改正は、令和 7 年 3 月 7 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 3 月 1 9 日付け 6 農畜機第 8 2 9 0 号）
この要綱の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則 （令和 7 年 3 月 3 1 日付け 6 農畜機第 8 6 5 6 号）
- 1 この要綱の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この要綱の改正前に別添 1 から別添 4 までの畜産特別支援資金融通事業に基づき実施された各事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

- 附 則 （令和 7 年 9 月 2 9 日付け 7 農畜機第 4 2 8 6 号）
- 1 この要綱の改正は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
 - 2 別添 2 の第 3 の 6 の（1）の規定については、令和 7 年 1 0 月 1 日以降の発生事例から適用することとし、令和 7 年 9 月 3 0 日以前の発生事例については、従前のとおりとする。